

2007年3月21日

ゆうメイトの新会社移行について

ゆうメイト全国交流会

1、新会社移行手続

- ☆6月下旬 採用条件（勤務場所、仕事内容、勤務時間・時間帯・期間、給与等）を明らかにし、10月1日以降も働く希望があるか否かの意向確認。
- ☆7月下旬 意向確認を踏まえ、仮決定の通知。
- ☆10月1日 「雇入労働条件通知書」を交付し、労働契約締結。

2、新会社の労働条件

- ☆給与 → 現在のスキルを引き継ぐ。
- ☆年休 → 未取得年休を引き継ぐ予定。
- ☆社会保険・雇用保険 → 現行通り。

3、現在担当している仕事を引き継ぐ会社

- ☆郵便事業 → 基本的に郵便事業会社
 - ・現在専ら夜間または土日の「ゆうゆう窓口担当」→郵便局会社
 - ・郵便窓口業務のみを行う郵便窓口課の業務→郵便局会社
- ☆貯金事業 → 郵便局会社
 - ・貯金事務センター及び直営店が設置される局に勤務→郵便貯金銀行
- ☆保険事業 → 郵便局会社
 - ・簡保事務センター及び直営店が設置される局に勤務→郵便保険会社
- ☆無集配特定局 → 郵便局会社

4、非正規社員区分（雇用期間の定めのある者 7区分を提示）

※現在のところ概要提示のみ。詳細は現時点で不明。

- ☆アルバイト （現行 短期ゆうメイト）
 - ・1～8時間 ・季節変動性 ・時給 ・任期→1ヶ月未満
- ☆パートタイマー（現行 長期ゆうメイト）
 - ・1～7時間 ・日中変動性 ・時給 ・任期→6ヶ月
- ☆契約社員 （現行 長期ゆうメイト）
 - ・7～8時間 ・ノンコア業務 ・時給 ・任期→6ヶ月
 - ・退職金支給無し（現行一部支給）
 - ※以上については、業務内容→一般業務、採用→郵便局等
- ☆キャリアスタッフ
 - ・一般業務及び他の非正規社員の指導 ・ノンコア業務 ・任期→6ヶ月
 - ・契約社員の中から登用又は直接採用（いずれも支社で採用決定）
 - ・月給制 ・退職金支給（支給基準は現行並み）
- ☆エキスパート契約社員
 - ・専門的業務（内部監査、投信販売等） ・任期→3年以内 ・月給制
- ☆スペシャリスト契約社員
 - ・高度な専門業務（弁護士、会計士、医師、アクチュアリー（保険数理士）、等）

- ・任期→5年以内 ・年俸制又は時給制
- ☆郵政短時間職員（現行通り）

※賞与について、アルバイト・スペシャリスト契約社員以外は支給（現行同様）

5、非正規社員区分の問題点・疑問点等

①基本的な問題点

⇒現在の長期ゆうメイトが対象となる新たな区分、パートタイマー、契約社員、キャリアスタッフについて、業務内容を「ノンコア業務」とゆうメイトを「サポート要員」として位置づけているが、現在のゆうメイトは正規雇用労働者とともに事業の根幹を担っている。

②新会社への採用について、現在の勤務条件から採用される会社の指定はされているが、非正規社員各区分を指定した希望は可能か。それとも、採用時に指定するのか。

③現在のゆうメイトを各区分で採用する際の基準が明確に提示されていない。とりわけ、パートタイマーと契約社員への区分の基準。

⇒会社の恣意的判断で決定される危険性。

④正規社員への登用制度が全く明らかにされていない。

⑤キャリアスタッフの選考基準が明らかにされていない（現在も恣意的との不満大）。

現行キャリアスタッフ（全国での人数）

⇒Aランク習熟度有り対象、普通局内務・外務 各700人、無特 268人（185）、普通局貯金内務・保険内務 各13人、貯金JC 11人、保険JC 10人

⑥キャリアスタッフのみ退職金支給としている根拠不明。

⑦現在のスキルを引き継ぐことの問題（正規労働者との大きすぎる賃金格差）。

⑧契約社員からキャリアスタッフへの転換を行うとされているが、パートタイマーから契約社員の転換は可能か、また基準は何か。

⑨郵政短時間職員を非正規社員区分することの根拠不明。

6、「公開質問状」について

上記の不明な項目を含め、郵政会社に「公開質問状」を提出したが、「現在のところ労働組合でない任意組織に返答できない」との対応。

今後、労働組合と連携した要求等の取り組みも検討必要。

7、退職金支給の職場点検要請

年度を超えて雇用できないとの現在の決まりで3月末退職となり、基準を満たしたゆうメイトに退職金が支給される。しかし、2ネット実施までは8時間雇用が少なかったこともあり、当局も退職手当の支給該当者の雇用保険を引き続けるなど、事務手続に問題が多い。3月末段階で、対象者全員に支給されているかどうかの点検が必要。

なお、支給対象となっているのに雇用保険料が賃金から引かれている場合は、当局の総務課に指摘し、還付を求める。

★退職金支給要件（詳しくはゆうメイト全国交流会ホームページ参照）

1日8時間、月18日以上勤務、その条件が連続6ヶ月を超える者対象

※時給1,000円で最低要件の場合43,200円の支給。

★支給に関する問題点等についてはゆうメイト全国交流会へ報告ください。

yumate-mail@ked.biglobe.ne.jp